

議案第60号

杉並区がん検診精度管理審議会条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区がん検診精度管理審議会条例

(設置)

第1条 杉並区が実施するがん検診（胃内視鏡検査による胃がん検診を除く。以下同じ。）に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区がん検診精度管理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) がん検診の対象者、実施方法等に関すること。
- (2) がん検診の有効性及び精度管理に関すること。
- (3) がん検診に関する研修会等に関すること。
- (4) がん検診に伴う偶発症の対策に関すること。
- (5) がん検診に関するデータベースに関すること。
- (6) その他がん検診に関すること。

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 医師 3人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、非公開とする。

(委員以外の者の出席等)

第6条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

杉並区がん検診精度管理審議会	会長日額 19,000円
	委員日額 16,500円

(提案理由)

がん検診精度管理審議会を設置する等の必要がある。